

# イクテシン散RB

## 動物用医薬品

サルファ剤複合製剤  
要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

# 20kg

# イクテシン<sup>®</sup>散RB

製造販売元

**meiji**

明治アニマルヘルス株式会社

東京都中央区京橋 2 - 4 - 16

EXRBK

製造番号

使用の期限

添付文書情報



紙 外装袋

内装袋：PE, 金属



# 取扱注意



※抜はこちらから

2022年 4月改訂

貯法 室温保存

承認指令書番号 16消安第9359号

### 【本質の説明又は製造方法】

イクテシン散RBは、スルファモノトキシム水和物とオルメプリムとの相乗作用により、各種の鶏コクシジウム原虫及び鶏ロイコチゾーン原虫に対して、すぐれた抗原虫力を発揮します。また、病原性大腸菌、ホルデテラ・フロクセプチカ、アクチノバシラス・フルロニューモニエ、バズツレラ・マルトシダやヘモフィルス・パラガリナルムに対しても、すぐれた抗菌力を発揮します。

### 【成分及び分量】

品名	イクテシン散RB
有効成分	日局スルファモノトキシム水和物 オルメプリム
含量	100g中 日局 スルファモノトキシム水和物…3 g オルメプリム…1 g

### 【効能又は効果】

豚：大腸菌性下痢症、萎縮性鼻炎、細菌性肺炎  
鶏：コクシジウム病、伝染性コリーザ、ロイコチゾーン病の予防

### 【用法及び用量】

豚：  
〔大腸菌性下痢症〕  
飼料中に本剤を0.5～0.6%の割合で均一に混合し、3～5日間投与する。  
〔萎縮性鼻炎〕  
飼料1t当たり下記の量を均一に混じて経口投与する。  
4,000～6,000g(ただし、1週間投与しこれを間歇的に行う。)  
〔細菌性肺炎〕  
飼料1t当たり下記の量を均一に混じて、5日間経口投与する。  
4,000～6,000g  
鶏：  
〔コクシジウム病〕  
飼料中に本剤を0.5～1%の割合で均一に混合し、3～5日間連続または間歇的に投与する。  
〔伝染性コリーザ〕  
飼料中に本剤を1%の割合で均一に混合し、3～4日間投与する。  
〔ロイコチゾーン病の予防〕  
飼料中に本剤を0.05～0.06%の割合で均一に混合し、7日間投薬、7日間休業を1クールとして、感染期間繰り返し投与する。

### 【使用上の注意】

〔基本的事項〕	
1	守らなければならないこと
〔一般的注意〕	
・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。	
・本剤は、効能・効果において定められた適応症の治療（予防）にのみ使用すること。	
・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。なお、用法・用量に定められた期間以内の投与であってもそれを反復する投与は避けること。	
・本剤の使用に当たっては、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与に止めること。	
・本剤を萎縮性鼻炎に使用する場合は、使用法の細部にわたって獣医師の指導を受けること。	
・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。	
注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(豚、鶏(産卵鶏を除く。))について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。	
豚	： 食用に供するために殺する前5日間
鶏(産卵鶏を除く。)	： 食用に供するために殺する前5日間
〔使用者に対する注意〕	
・飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。	
〔取扱い及び廃棄のための注意〕	
・小児の手の届かない適切な場所に保管すること。	
・直射日光、高温及び多湿を避けて保管すること。	
・使用済み容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。	
・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないよう注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。	
2 使用に際して気を付けること	
〔使用者に対する注意〕	
・誤って本剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。	
〔鶏に関する注意〕	
・本剤を鶏ロイコチゾーン病に使用する場合、あらかじめ少量の飼料等で予備混合し、所定の飼料に均一に混ぜて投与すること。	
注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること	
注意—使用基準の定めるところにより使用すること	

【製品情報お問い合わせ先】  
明治アニマルヘルス株式会社 営業部  
〒860-8568 熊本市北区大窪一丁目6番1号  
TEL：096(345)6505 FAX：096(345)7879 <https://www.vet.meiji.com/>

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要であると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

EXRBK-A  
2204